

空き家バンク活用促進補助金 利用までの流れ

空き家バンク活用促進補助金を利用されたい場合、**契約成立前**に所有者の方は物件登録申込、利用者の方は利用登録申込をご提出いただく必要がありますのでご注意ください。

所有者の方

賃貸住宅促進補助金

空き家バンク物件登録
申込書（様式第1号）
を提出
↓
賃貸契約成立
↓
賃貸を開始し1年後に
申請

売買住宅促進補助金

空き家バンク物件登録
申込書（様式第1号）
を提出
↓
売買契約成立
↓
売買金額受領後に申請

片付け補助金

空き家バンク物件登録
申込書（様式第1号）
を提出
↓
売買/賃貸契約成立
↓
家財等の片付け代金支
払い後に申請

利用者の方

改修補助金

空き家バンク利用登録
申込書（様式第7号）
を提出
↓
売買/賃貸契約成立
↓
改修代金支払い後に
申請

空き家バンク活用促進補助金で補助対象とならないケース

空き家バンク活用促進補助金は、市内の中古物件の流通を促進し、定住人口拡大につなげることを目的に、補助を行っています。空き家バンクの各種補助事業に関して、**購入者が法人格の場合、各種補助事業の対象外**となりますので、ご注意ください。

賃貸住宅促進補助金

賃貸住宅促進補助金は、契約日から**1年間**賃貸借を行うことが補助の要件になります。

1年未満で、契約解除となり、借主が退去された場合補助対象外となりますので、ご注意ください。

購入住宅改修等補助金/賃貸住宅改修等補助金

補助対象となる改修工事については、**居住区に係る改修**が対象となります。

- ・外構工事
- ・サンルームや車庫の設置
- ・単純なエアコンの設置

など、居住区の改修に関わらない工事は対象外となりますので、ご注意ください。